

原発ノ一司法の英断続いて

主婦

(愛媛県 70)

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町) 運転差し止め仮処

分の抗告審で、広島高裁が広島地裁の決定を覆し、来年9月末までだが運転を禁じる決定をしたことに感激した。高裁レベルの原発差し止め決定は初めて。

仮処分申し立てとは別に、伊方原発1〜3号機の運転差し止めを求める訴訟が松山地裁で続いていて、私は原告団の1人だ。

世界有数の火山を抱え、地震多発国の日本で原発を動かす無謀さを、私たちは福島原発事故で脳裏に刻んだはずだ。なのに今、各地で原発が再稼働され

ようとしているが、それぞれの住民が流れを止めようと司法に訴えている。

しかし、司法は「三権分立」どころか自らの判断を封印したかのように、電力側に軍配がある裁判が続く。それだけに今回は、予想に反した決定だった。英断のできる裁判長がまだ存在しているのだ。

伊方原発に対しては、他に愛媛、大分、山口の3県住民らが地元裁判所に運転差し止め仮処分を申し立てた。松山地裁で7月に却下された住民は即時抗告し、今は高松高裁で審理中。広島高裁に続き、高松高裁が伊方原発を止めることを願う。